

★ Monthly Topix ★ 6月13日新特約リリース！！

休業時の補償 オプション



休業損害補償 保険金 3万円 / 休業1日 ※すべての業種・プランに追加可能な特約(オプション)です。

基本補償①から⑨の事故による、保険の対象の設備什器等が損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いできる特約です。

月払保険料 +490円

全ての業種・業態が対象となります。
これまで要望の多かったオプションですので、どの案件にもセットしていきましょう！



休業損害補償は、設備・什器等の補償に連動するため、風災・ひょう災・雪災で損害額が20万円以下だった場合や、店主が交通事故により休業する場合等は補償外となるので注意しましょう。

小売業 オプション



アパレルショップや雑貨屋など小売店にとって商品・製品は生命線です。万一の場合に備えて商品にも保険をかけることをお勧めします。

商品・製品の補償

① 給排水設備のトラブルにより商品が「水浸し」になってしまった。

生産物賠償責任の補償

② 販売した洋服に針が混入し「ケガ」をさせてしまった。

人格権侵害賠償責任の補償

③ お客さまを万引き犯と「間違えて」捕まえてしまった。

保険金支払事例

バックヤードに保管していた在庫品が盗難に遭った。警察に届け出たが犯人は捕まらず商品も戻ってこなかった。 保険金支払 ▶ 1,583,000円

小売業オプションは、小売業務を行うお客さまであればどなたでもご加入できます。ネット通販のオフィスでも、小売業として扱います。



設備・什器等に対する補償額はプラン毎に異なりますが、商品・製品に対する補償はどのプランでも200万円までです！

新特約リリースに伴い、パンフレットや営業マニュアルもリニューアル！！
必ずチェックしてくださいね！

営業マニュアルは[こちら](#)

パンフレットとパワーアッププランのチラシが1冊になったので、チラシを忘れる心配ありませんね！

フローズアップ 新卒 ✨

新卒による新卒に向けた新コーナー！

この1年間で新卒の保険成約100%を目指し、有益な情報をお届けします。

初回となる今回は、インシュアランス事業推進部の3人をご紹介します。



長沢 立



中林 莉彩



乾 恭一郎

保険の商談お手伝いします！同行案件待ってます！

保険営業が楽しくなる面白い企画を考えます！

企業向けの保険について不明点があれば聞いてください！



この3名で、新卒の皆さんの保険契約獲得をサポートしていきます！
いつでもご連絡ください！一緒に頑張りましょう！😊





お店のあんしん保険 成功事例

驚異の48件獲得！

インシュアランス事業推進部 テレマーケティング課
高橋課長・砂原さん・小谷部さん

1人で月40件以上の保険契約を獲得しているテレマーケティング課のお三方に、その秘訣をお伺いしました。

テレマ営業は対面でない分、契約に繋げるのが難しそうですが、多数契約を獲得するコツや、工夫していることを教えてください。

他の営業電話と同じような電話と思われないようなアプローチを心がけています。また、一度商談をして再度改めてお話をするお客様には、少しでも多く情報を記録しておき、前回と同じ空気感で話すようにしています。



写真左から、
小谷部さん、高橋課長、砂原さん

商談の回数や成約率を意識しています。テレマだと、対面営業に対して月間200件ほど多く商談ができるので、効率良く安定的に40件の獲得ができるような工夫をしております。

短時間で店舗規模、業種、業態に合わせた最適な訴求をし、小規模店舗には経費削減等の提案も行っています。

テレマだからこそできる強みはありますか？

「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」という点です。老若男女誰でも使用可能な電話ツールで、何時でも全国（離島も含む）のお客様へアクセスができることが強みです。商品単価が高価なものや、より詳細のご説明が必要とされる場合などは、ベルフェイスというPC対面が可能な営業ツールも話題を集めておりますので対応できると考えております。

Study Room

～PL保険～

インシュアランス事業推進部には、「PL保険はありますか？」といったお問い合わせが多数届いています。これまでのお店のあんしん保険ではPL保険は補償対象外でしたが、新特約の「小売業オプション」の追加により対象になりました。

PL保険（生産物賠償責任保険）とは、**PL法**に基づいて生じる金銭的な損失をカバーしてくれる保険のことです。

PL法って？

PL…Products Liability

製品の欠陥によって生じた損害を製造業者に賠償させることができることを定めた法律のことです。

製造業者に**過失責任があることを証明できなくても賠償責任が生じてしまうので、商品・製品に責任をもち、万一のために保険をかけておくことが大切ですね！**

Study memo

Q. PL法とメーカー保証の違いは？

PL法 製品等の欠陥で他に何か**損害が出た時**に製造者等の賠償責任を定めたもの
メーカー保証 製品自体の品質を保証したもの（**壊れたこと**に対する保証）

商品に欠陥が認められたとしても、すべてのケースでPL法が適用されるわけではありません。PL法が適用されるのは、あくまで「**消費者に損害が生じた場合**」です。



新卒の中林です！
私が勉強したことを皆さんに
分かりやすくお伝えします！